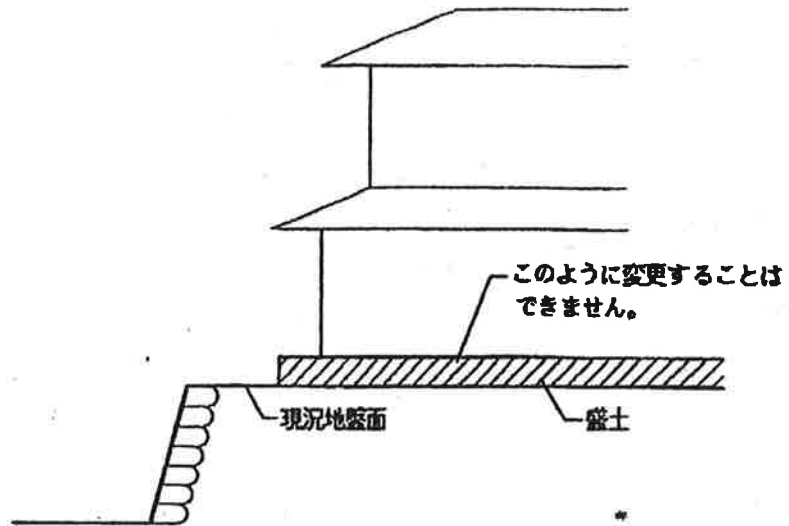
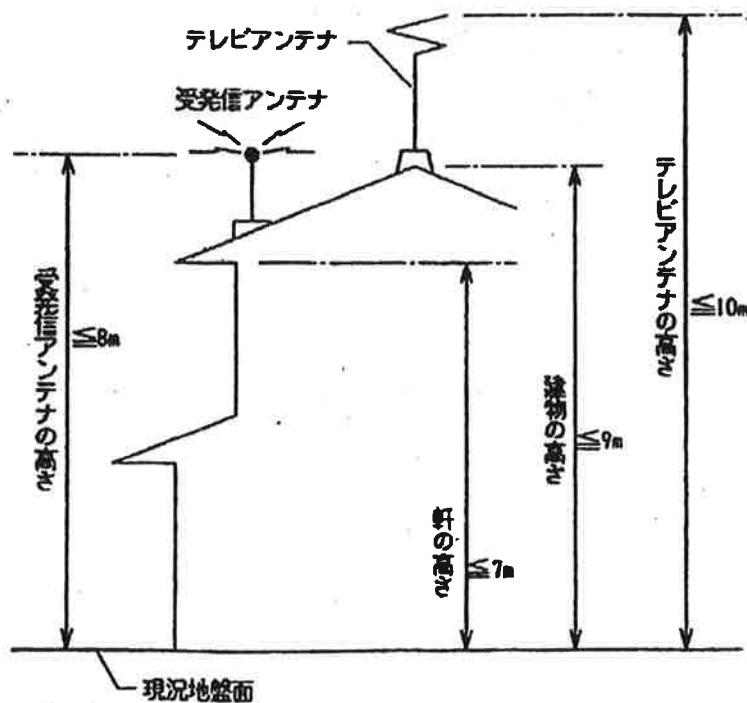


第9条「建築物等に関する基準」についての図解

1. 宅地の建築面積部分の高さは現況地盤面より高くしてはならない。



2. 建築物は、本協定締結時における1宅地に1棟1住宅とする。ただし、物置、ガレージ、カーポートを除く。
3. 建築物の階数は地上2階以下とし、2階の屋上は使用できないものとする。
4. 建築物の高さは現況地盤面より9m以下とし、軒の高さは7m以下とする。
5. 無線による受発信装置のアンテナの高さは、現況地盤面より8m以下としテレビアンテナの高さは10m以下とする。

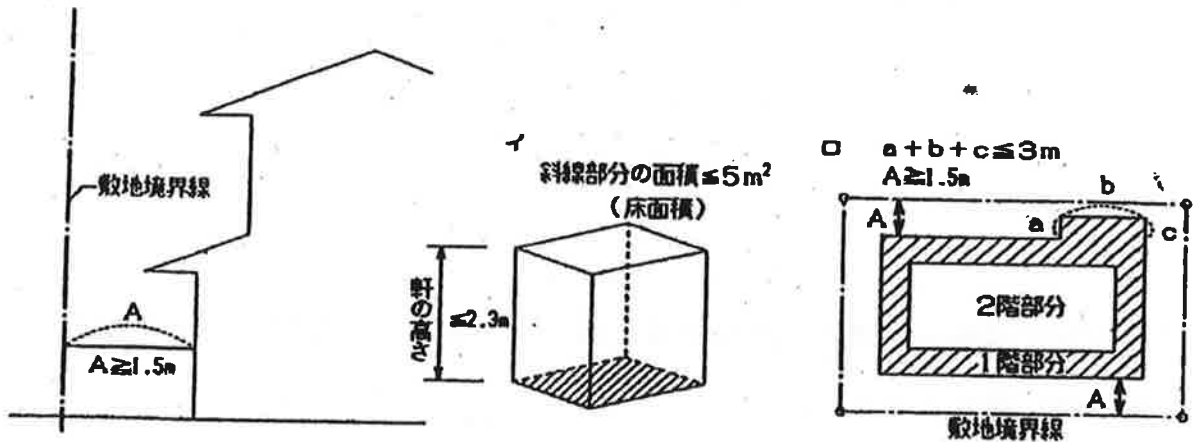


6. 建築物の外壁またはこれにかわる柱の面から敷地境界線までは、1.5 m 以上とする。

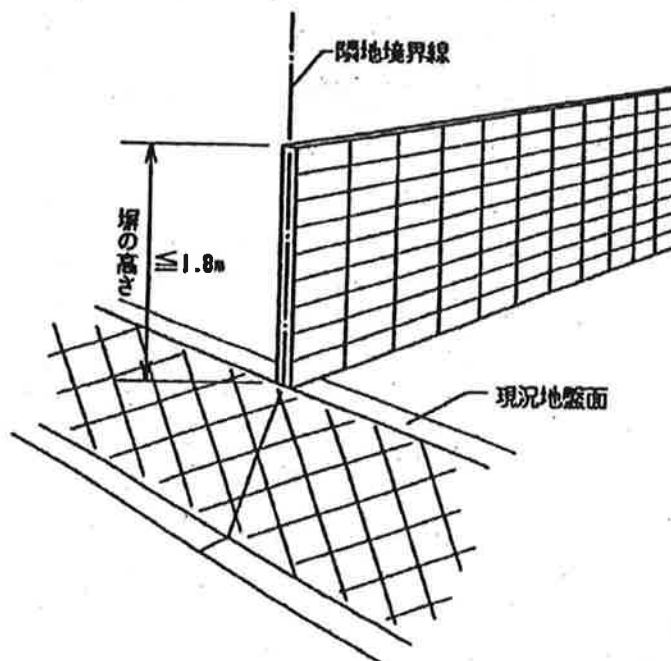
ただし、次のイ、ロのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ床面積の合計が 5 m² 以内である場合

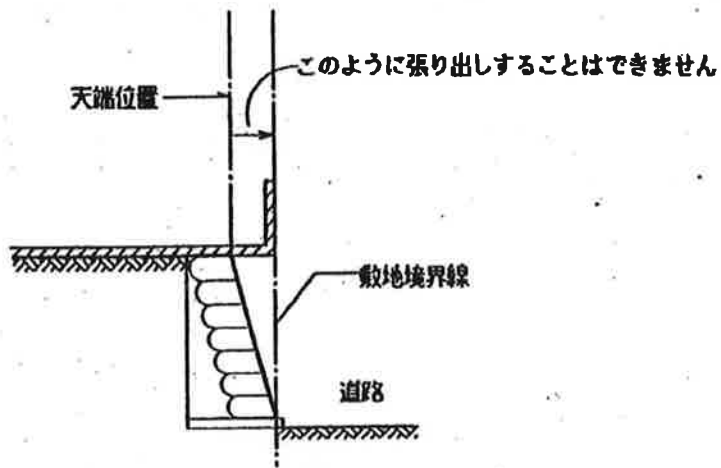
ロ. 外壁またはこれにかわる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下である場合



7. 隣地境界線側に造る塀の高さは現況地盤面から 1.8 m 以下とする。



8. 本協定締結時に築造されている石積の天端位置より、外周境界方向の空間へ工作物を張り出したり延長してはならない。



9. 建築物に付属して設ける空調設備、ボイラー等は、敷地境界線より0.7 m以内に設置できない。

